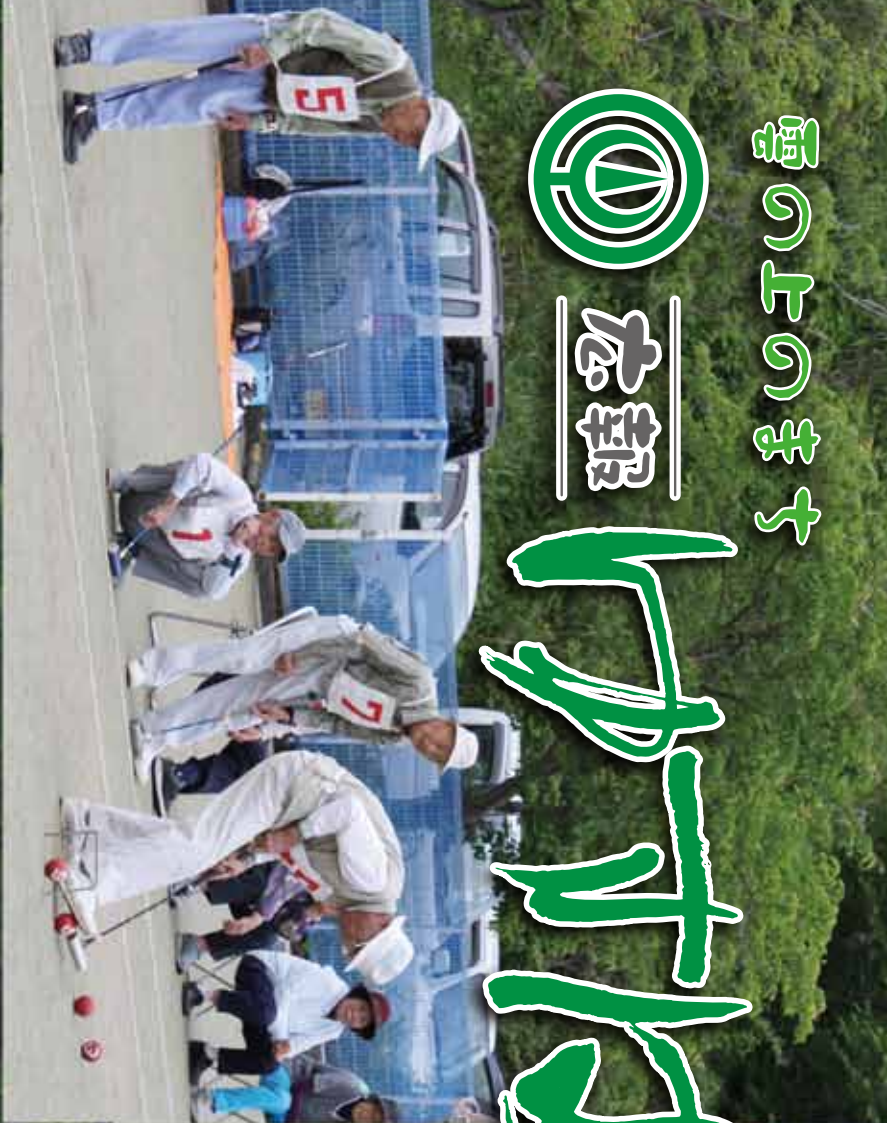


郷の上的まじ



た報

カサバシ



第27回 町長杯争奪ゲートボール大会 (5月24日)

●発行所／高知県高岡郡橋原町役場 tel.0889-65-1111

●発行兼編集／橋原町広報委員会

●印刷所／(有)中島出版印刷

環境にやさしい“SOYINK”を使用しています。

6月号

2015
〈平成27年〉
No.684

- 世帯数 1,802 (5月初)
- 人口 3,692 (5月初)
- 出生 2 ●死亡 8
- 転入 10 ○転出 7

平成27年度 高知県消防大会



消防長官表彰

竿頭綬

梶原消防団

優良な少年消防クラブ

梶原学園少年消防クラブ

総務大臣表彰

平成26年度防災功労者

団 長 長谷部 悟

平成26年度

優良な少年消防クラブ指導者

梶原学園少年消防クラブ

第5分団 団 員 中越 修

消防長官表彰

永年勤続功労章

第4分団 副分団長 田辺 良一

日本消防協会会長表彰

精績章

第2分団 団 員 安井 謙二

第4分団 団 員 久岡 俊彦

第5分団 団 員 沖田 裕次

第5分団 団 員 高橋 定久

高知県知事表彰

永年勤続功労章

本 部 団 員 中越 裕司

本 部 団 員 中越 信也

第2分団 団 員 中越陽一郎

第3分団 団 長 山本 浩辰

第5分団 団 員 中越 健三

内助功労感謝状

氏原三喜子

(第3分団) 氏原 悦男 夫人

安井 鹿恵

(第2分団) 安井 謙二 夫人

(敬称略)



初瀬区で防災訓練

5月10日(日)初瀬区自主防災会で、地震を想定した安否確認訓練・初期消火訓練を行いました。

今回、部落で地域の方の安否確認を行い、初瀬区の避難所である鷹取の家へ自主防災委員が参集し地域の状況報告を行いました。その後、消火器を使った初期消火訓練を実施しました。

災害はいつ来るかわかりませんが、日ごろからの訓練・備えが大切です。地域での防災訓練に参加し、地域の共助の力をより確かなものにしていきましょう。

総務課危機管理係



梶原消防団。久万高原町消防団合同訓練

5月17日(日)「西部四国山地消防相互応援協定」に基づき梶原消防団と久万高原町消防団65名が出動して越知面永野部落で林野火災想定のご合同訓練を実施した。

午前9時、永野部落で林野火災発生を想定し、梶原消防団本部及び第5分団の車両4台、団員37名、女性消防隊3名が出動。風向及び地形的に愛媛県側へ延焼拡大するとの判断により、久万高原町消防団に応援出動要請を行う。

永野部落の中腹に設置された40t防火水槽より本部ポンプ車と3台の小型ポンプで中継送水を行い、高低差約90m、距離約750mの想定火点へ放水を行った。

放水後、1線放水から2線放水を行い、実火災においても有効な放水量と出動から放水まで25分の所要時間を確認する。

応援要請を受けた久万高原町消防団柳谷分団の25名が小型ポンプ付積載車両で掛けつけ永野川から4台のポンプで高低差80



m、距離700mの中継を行い、永野部落中腹の防火水槽に補給給水を行った。所要時間27分を確認する。

両消防団は、地芳トンネル開通後、毎年1回合同で訓練を行っているっており、今回は3回目、両消防団幹部はもとより、団員間でも知り合いも多く、実災害の際は円滑な消防活動に繋がる事が期待される。



大災害発生時等の応援の際に、他県の消防団という認識ではなく、隣の頼り頼られる存在として、今後も合同訓練等により、信頼と親睦を深め、災害活動等に備えて参ります。永野部落の皆様には農作業のお忙しい中、訓練にご協力いただき、感謝申し上げます。



第27回 町長杯争奪ゲートボール大会

5月24日(日)大越グラウンドで町内から8チームが参加し、第27回町長杯争奪ゲートボール大会が行われました。当日は、天候を心配していましたが、朝から絶好の日となり、参加者42名は和気あいあいとした雰囲気の中でゲートボールを楽しんでいました。

各チーム熱戦の末「上松長寿会」が優勝しました。「上松長寿会」は本大会通算7回目の優勝という輝かしい成績を収めました。大会の結果と参加チームは次のとおりです。

【優勝】 上松長寿会

【準優勝】 中央衛星会

【第3位】 四万川

その他の参加チーム

○民協教育委員会連合チーム

○孝山会

○松原チーム

○親和会

○民協チーム





東京 NHK前ケヤキ並木通り

お陰様で 13周年！ 第62回よさこい祭り参加 チーム梶原



昨年は、皆様の温かいご支援・ご協力をいただき、よさこい祭りに12度目の出場を果たすことができました。

梶原の名の下に、踊り子96名、スタッフ42名、総勢138名が集い、心一つにし、熱気溢れる高知市内の延べ14の演舞会場で、おもいっきり梶原を体現いたしました。そして、3年連続となる地区競演場連合会地方車奨励賞を受賞することができました。また、8月23日・24日に東京都で開催されました、原宿元氣祭スーパードiscoへの出場を果たすこともできました。

わたしたち梶原チームは、梶原の子どもたちや若者、そして梶原で暮らすすべての皆様と心一つにし、梶原の宝を町内外の皆様にお届けしたいとの思いから発足いたしました。そして、記念すべきよさこい祭り第50回の年に初参加を果たして以来、13年の歳月が経とうとしています。この間さまざまな場面で、ご支援、ご指導いただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

また、町内のさまざまなイベントを始め、高知県内各地、愛媛県や熊本県で演舞をさせていただくなど、地域内外の皆様と交流する機会をいただきました。近年は、梶原の鯛を持って沿道から温かいご声援をいただくなど、こうした体験こそが踊り子にとって元気の源となっており、皆様からいただいた温かい思いを映して、踊り子からは笑顔が溢れています。

梶原を通して、年齢や性別、地域を超えて交流し、一つのことに取り組む。こうした体験こそ、梶原の魅力を改めて感じることができると感じています。



升形競演場での集合写真

なっています。

このよさこい祭りへの参加とおして、町内外の皆様との出会いに学び、視野を広げ、ふるさとを慈しむことの大切さを伝えていきたいと考えております。そして、この梶原にある美しい宝を絶やすことなく受け継いでいける人づくりに繋げていきたいと考えております。

○今年のテーマ

「花米」〜花米供え奉れば

月日の来配を参らする

津野山神楽は、千百年もの長きにわたり舞いつがれてきました。梶原の人々は山の民として、このお神楽を守り、自然と共に

生きてきました。神楽は、神様に捧げる感謝の気持ちであり、神様はそうした諸人の営みを見守ってきました。いつの時代にあっても、先人の皆様は自然を愛しみ、大切に守ってきました。現代においても、この感謝の気持ちを持つこと、そして全国津々浦々まで思いをめぐらし、この梶原の地から安全を祈念する。梶原の山々に感謝と感謝が響きあう町。そんな風景を、よさこい神楽として、「第62回よさこい祭り」に標したいと思えます。

○練習について

6月14日から梶原町と、高知市の2会場で練習を開始しています。梶原の元気を町内外の皆様にお伝えするべく、チーム一丸となり、練習に取り組んでまいりたいと思います。ぜひ、お気軽に見学いらしてください。お待ちしております。

また、練習会場の近隣にお住まいの皆様には、練習期間中は、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○平成26年度決算報告について

「収入の部」(単位・千円)

参加者負担金	2074
寄付金	1319
雑収入	1
繰越金	32
事業収入	1446
合計	4872

「支出の部」(単位・千円)

地方車作成費	1692
衣装作成費	1360
振付・作曲費	501
食料費	114
バス借上げ料	626
その他の経費	531
合計	4824

収支精算の結果、4万8千円の残金がありました。このお金については、今後の活動資金として大切に活用させていただきますと思います。ご協力ありがとうございました。

よさこい祭り実行委員会



梶原雲の上スポーツクラブだより 楽しくストレッチ発散！エアロビクスサークル



今月号からスポーツクラブの活動を紹介していきたいと思います。

今月は、エアロビクスサークルについて紹介します。

エアロビクスサークルは今年度から新しく始まったサークルです。第1回目に予定していた日は台風のため中止になり、5月26日（火）が初めての活動となりました。

始まる前は「出来るだろうか？」と不安な声も聞こえてきましたが、いざ始まっ



掛け声に合わせて
ワンツー♪ワンツー♪

てみると皆さんののはじける笑顔がまぶしかったです。

講師の中山まき先生の掛け声にあわせてだんだん激しくなる動きもなんのその！苦しい動きも笑顔でカバー！

ほめ上手でありながら、ツッコミ上手な先生のおかげで、笑顔の絶えない楽しい活動が出来ました。

最後に筋肉トレーニングとストレッチで締めました。

終わった後の気分爽快感は、体験する価値あります！

エアロビクスサークルはまだまだ募集中です。一緒に楽しく参加してくれる方をお待ちしております！

活動は、月2回（火曜日）旧梶原小学校多目的室で19時から行っています。詳しい日程はお問い合わせください。

来月から順次サークルを紹介していきますので、気になるサークルがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ】

梶原雲の上スポーツクラブ事務局

（教育委員会内） ☎ 65-11350

商工会からのお知らせ

ICカードが変わります

いつも、梶原町愛町スタンプ会加盟店をご利用頂きありがとうございます。

7月1日（水）より「新カード（紫色）」発行となります。

一カ月間「オレンジ色」のカードと「新カード（紫色）」の併用となります。

現在お使い頂いている「オレンジ色」のカードは、有効期限が8月31日（月）までです。

お手持ちの「オレンジ色」のカードは8月31日（月）までになるべく満点にして期限内に「満点カード」として、ご使用していただきたいと思えます。

まだ「満点でないカード」は9月1日（火）～9月30日（水）までポイントを「新カード（紫色）」へ移行しますのでご協力よろしく願っています。

また、1000円の「ゆすはら町商品券」も有効期限が「27年8月31日」の商品券は期日が過ぎますと使用できなくなりしますので、お手元の商品券のご確認・ご使用をお願いいたします。今後とも愛町スタンプ会をよろしく願っています。

不法電波から暮らしを守れ！

不法無線局から出される電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど日常生活に悪影響を及ぼします。さらに、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

電波の利用には、原則、免許が必要です。ルールを守り電波利用環境を守りましょう。

電波のルールと電波障害などの申告・ご相談は、四国総合通信局までお願いします。

総務省 四国総合通信局
☎ 089-936-5055



須崎税務署からのお知らせ

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

国税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号(マイナンバー)・法人番号を記載することになります。

個人番号・法人番号の通知

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から住民票の住所に通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務などに限定されています。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます(法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません)。法人番号は、個人番号と異なり、原則としてインターネット上で公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期

申告書や法定調書などを提出する方は、次のとおり税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注)	(例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注)法定調書の対象となる金銭の支払いを受ける者等の番号も記載する必要があります。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくことになります。また、法定調書提出義務者の方が法定調書に記載するために金銭等の支払い等を受ける方から個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳細

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」をご覧ください。

[<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>]

なお、当ページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」のバーナーからアクセスすることができます。 [<http://www.nta.go.jp/>]

社会保障・税番号制度が始まります

本年10月5日から社会保障税番号制度が施行されることにともない、マイナンバーについてもQ&A方式でお知らせします。

Q1 マイナンバーとはなに？

A マイナンバーとは、住民票を持つ方に一つずつ配布される12ケタの番号です。

この番号を利用して、行政のいろいろな部門で管理している国民一人一人の情報を「これは同じ人のものだ」という確認をし、しっかりと管理したうえで活用します。

Q2 マイナンバーの制度はいつから始まるの？

A 今年度から準備が始まり、平成28年1月から運用がはじまります。

マイナンバーの本格的な運用がスタートするのは平成28年1月からです。それに向けた準備として、今年10月から住民票に記載されている住所あてに、マイナンバーを記載した通知カードが届きます。そのため、お住

まいの場所に住所を置いていない方は必ず住民票の異動をお願いします。

通知されたマイナンバーは生涯にわたって使うものです。届きましたら大切に保管してください。

Q3 マイナンバーはどこでどのように使うの？

A 医療や福祉などの「社会保障」、「税」、「災害対策」の行政手続などに使用されます。

雇用保険の資格の確認、医療保険の給付請求、年金請求、税務署への確定申告、被災者生活再建支援金の支給など、行政手続にマイナンバーを使用することで、住民票や所得証明書などの書類の提出が削減されます。また、所得や他の行政サービスへの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

このほか、企業が社員に代

わって保険の手続きをしたり、保険会社や証券会社が税金の処理をするときにマイナンバーの記載が必要となるため、勤務先や保険会社等からマイナンバーの提出を求められます。

Q4 マイナンバーは自由に使えるの？

A 法律でマイナンバーを使うことが定められた目的以外のことは、むやみに提供してはなりません。

Q5 個人情報の管理はきちんとされているの？

A 個人情報の保護するためにさまざまな措置がされています。

個人情報の漏えいや他人による成りすまし心配されていますが、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を行っています。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱うものがマイナンバーや個人の秘密を記録した個人情報ファイルを不当に取り扱うと処罰の対象となります。

(次号につづく)

住所の方書表示開始について

住所の表示については、住民基本台帳法第七条および住民基本台帳事務処理要領の規定により、団地やアパート等の居住者の住所についてその住所の地番だけでは居住者が明らかにならない場合は、そのアパート名や部屋番号まで記載することとされています。

も対象となります。

その場合の住所の表示は、

〔例〕**梶原町梶原一四四四番地一〇〇〇〇様方**

となります。

表示を行うには申出をいただくことが必要ですので、対象となられる方は、総務課住民係までご連絡ください。

これまで梶原町の住所表示は、「字名(部落名)および「番地」のみで行ってきておりましたが、社会保障・税番号制度の導入にともない、本年10月から皆様方に「マイナンバー」を確実にお手元に送付するにあたり、居住地を詳細かつ正確に記載する必要があらため、「方書(かたがき)表示」を行うことになりました。

町営住宅および民営住宅、社宅等に入居されている皆様には個別にご案内をしておりますが、ご理解いただきありがとうございます。

また、方書表示は、「個人の住宅を間借りされている方」



国民年金保険料は納付期限内に納めましょう



平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、役場の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

◆国民年金保険料免除等の申請について

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けて

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納

あります。

平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、総務課住民係または年金事務所へご相談ください。

【問い合わせ】

総務課住民係 ☎65-1111

高知西年金事務所

☎088-875-1717

平成27年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の実施について

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として10万円。5年を経過した方（平成21年以前参加者）は2回目の応募ができます。（終戦70周年記念海上慰霊については、5年を経過していなくても応募が可能です。ただし、前回海上慰霊参加者は応募できません。）

日程等の詳細は、日本遺族会事務局03-3261-1552まで連絡をお願いいたします。

お申込みは、お住まいの各都道府県遺族会へ連絡してください。

実施地域

〔広域地域〕

- ① 旧満州
- ② 旧ソ連
- ③ 西部ニューギニア
- ④ ボルネオ・マレー半島
- ⑤ マリアナ諸島
- ⑥ 東部ニューギニア
- ⑦ 中国
- ⑧ トラック・パラオ諸島
- ⑨ ソロモン諸島
- ⑩ ミヤンマー
- ⑪ フィリピン
- ⑫ 終戦70周年記念海上慰霊

〔特定地域〕

- ① マーシャル・ギルバート諸島

ひとり親家庭等医療費助成制度について

制度の目的

ひとり親家庭等に対して、医療費を助成することにより、その生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的としています。

対象となる方

ひとり親家庭の父または母と児童。または、両親の死亡などにより、児童を監護し、生計を維持している養育者（父母以外）と児童

◆要件

- ① 18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの児童を扶養または監護していること。
- ② 生活保護を受けていないこと。
- ③ 町内に住所を有すること。
- ④ 児童福祉施設等に入所していないこと。（一部除外あり）

⑤ 同一世帯に所得税の課税対象者がいないこと。

同一世帯とは、住民基本台帳上は別世帯であっても、同一住宅に住んでいる場合や、住宅が別であっても風呂やトイレなど、生活上必要な部分で共有しているものがあれば、別世帯とは認められません。

助成の内容

◆ 父母又は養育者

・ 保険適用分の医療費

◆ 児童

- ・ 保険適用分の医療費
- ・ 中学校修了前の児童については、入院時の食事療養費

更新について

毎年6月に更新の申請書を提出していただきます。新年度の課税状況などを調査の上、再認定します。

現受給者の方には、更新のお知らせをお送りしております。

お知らせ

昨年度課税世帯であり、対象外となられた方でも、所得の減少や扶養人数の増加などによって新年度に非課税世帯となった場合、申請の翌月から受給対象となります。心当たりのある方は、申請が必要ですので、保健福祉支援センターまで、ご連絡ください。

* 所得税は平成24年7月から当分の間、年少扶養控除等廃止前の規定を適用する経過措置を設けています。所得税の判定は控除廃止前の規定によって再計算されるため、源泉徴収票等で課税状態である方も該当する場合があります。

【問い合わせ】

保健福祉支援センター 福祉係
☎ 65-11170

認知症について知ろう

認知症の現状

現在、日本でも85歳以上の方の4人に1人は認知症の症状があると言われていきます。そのことから分かるように、認知症は誰にでも起こり得る病気で、特別なものではありません。

認知症ってどんなもの？

最近ではテレビ等でも認知症という言葉は度々流れ、耳にする機会も多いのではないかと思います。しかし、実際に認知症の方と関わることや、自分が認知症になった場合のことを考えると不安なこともあるのではないのでしょうか。

認知症とはどういうものか知ることでもどのように対応していけば良いかも考えることができ、認知症に対しての不安も軽減することができます。

認知症講演会・出前認知症相談

今回、認知症についての講演会、個別相談を7月24日（金）に保健福祉支援センターで行います。認知症とはどういうものかといったことを知ることで今後の自身の生活、また、認知症の方を地域の中でどのように支えていくか等、これからの生活に生かしていくと思えます。また、限られた時間ではありますが、講演会の後、個別での相談の時間があります。せっかくの機会ですので、日頃感じている介護の悩み等、相談してみませんか？

準備の都合などがありますが、参加を希望される方は保健福祉支援センターまでご連絡ください。個別相談につきましては時間の都合により、人数制限をさせていただきます。ただく場合がありますがご了承ください。

「認知症講演会・出前認知症相談」

日時：平成27年7月24日（金）13時30分～16時
場所：栲原町保健福祉支援センター
内容：講演「認知症について」、個別相談
講師：高知いずみの病院 医師 楠木司氏
【問い合わせ】栲原町保健福祉支援センター ☎0889-651170（担当：池田）

栲原学園だより

第42号



修学旅行

6年生

5月10日(日)～12日(火)の3日間、広島・福岡方面へ修学旅行に行きました。

1日目は、平和公園や原爆資料館で学習しました。「原爆の子の像」の前で平和集会をし、全校で「平和の願い」を込めて折った「折鶴」を捧げました。原爆資料館では、悲惨な写真や資料を熱心に見学し、「戦争の恐ろしさや平和」についてしっかり考えることができました。夕方には語り部さんの話を聞き、悲惨さを知り、平和の大切さを考えることができました。



2日目は、福岡まで新幹線で行きました。小倉駅からJRの快速に乗り換え、スペースワールドに行きました。たくさんのアトラクションを楽しく体験できました。

3日目は、九州国立博物館の見学を予定していましたが、台風の影響でフェリー(佐賀関港～三崎港)が欠航していたため、見学をキャンセルし、陸路(しまなみ海道)で帰ってきました。

子どもたちは、集団生活での規律の大切さを学ぶ有意義な修学旅行となりました。仲間との絆も深めることができました。今後の生活に生かして欲しいと思います。

9年生

5月20日(水)～23日(土)の4日間、関西(神戸・京都・大阪)方面に行ってきました。

1日目の午後は「人と防災未来センター」での学習。阪神淡路大震災に学び、南海地震に向け地震災害時に必要なスキルを身に付けるよう学習ができました。夜は、甲子園球場で阪神・巨人戦を観戦しました。普段はあまり野球に興味のない生徒も楽しんでいました。また、風船飛ばしも経験することができました。

2日目は京都市内での班別研修。各班で、学習・体験場所を決め、事



前に調べたことを確かめながらタクシーを利用し、歴史学習をしました。京都はこの時期観光客が多く、全国各地から修学旅行生や外国人観光客が大勢訪れていました。清水寺や二条城など歴史的に重要な場所へ班ごとに行きました。また、各班「八つ橋作り」や「数珠づくり」などの体験も行いました。

3日目は、大阪城公園、USJ(ユニバーサルスタジオジャパン)。大阪城公園ではあまり時間がとれず、写真を撮るだけでした。USJでは、友達を思いやりながら過ごす目的があります。絶叫系の乗り物の苦手な友達がいったり、興味や関心の違う友達がいったりする中で、気配り



をしながらみんな楽しむことができました。
 4日目は、海遊館。ジンベエザメをはじめとするいろいろな魚などを見て楽しみました。昼食は神戸の中華街でいただきました。
 4日間を通して、決まりや集合時刻はきちんと守ることができ、友達にも気配りしている生徒の姿がたくさん見られた修学旅行でした。

**携帯電話の使い方等
 について勉強しました**

5月15日(金)に中学生を対象に非行防止教室の一貫で「携帯電話の使い方等」について須崎署の生活安全課の方に来ていただき、話をいただきました。

このことについては、昨年度より保護者からの要望がありましたし、今年度になり生徒間のLINEによるトラブルがありました。
 自分の携帯やスマートフォンを持つている人、親の物を使用したという人を合わせるとほとんどの生徒が使用した経験があるようで、講師の話に熱心に聞いていました。

「友達などに送ったメッセージや画像は自分や相手が消しても消えないということや、LINEなどで人の悪口は言わないようにしたいし、写真は許可を得てから撮ったり送ったりするようにしたい。」
 「誕生日だけでも個人情報知られてしまうことに驚いた。便利な物ほど危険ということを知り、使い方を考え直して、親と話してみようと思った。」という感想がありました。

携帯やスマートフォンは、使い方を間違わなければ非常に便利な機械ですが、使い方を間違えると危険が伴います。今回の話を聞いて、使



お知らせ

6月27日(土)は道徳参観日です。全学年道徳の授業(8時40分~9時30分)を行います。その後、保護者対象に「携帯電話の使い方等」について研修を行います。保護者の方ももちろん、地域の方も参加してください。

方を間違えないように、また危険な使い方をしないようにして欲しいと思います。

栲原学園・栲原こども園のホームページを公開しました

栲原学園・栲原こども園では、ホームページ(以下HP)を新たに整備し、公開しています。まだ十分ではありませんが、随時新しい情報を更新していきますので楽しみにしてください。

栲原学園 HP
<http://www.yusuharagakuen.jp/>

栲原こども園 HP
<http://www.yusuharakodomo.jp/>

栲原町役場(URL<http://www.town.yusuhara.kochi.jp/>)からも閲覧できます。

梶原こども園だより



元気におよげー！このほり

町民の皆さんも子どもたちも、ますます元気で、笑顔が弾ける町となりますように。

今年も1歳児から5歳児まで、各組の子どもたちが作ったこいのぼりを町内のお店の軒先に飾っていただきました。

子どもたちと飾り付けのお願いに行かせていただいた際には、皆さん笑顔で快く引き受けていただき、本当にありがとうございます。散歩に出掛け、自分たちの作ったこいのぼりを見つけるとは喜ぶ子どもたちでした。

また、町民の皆さんには、手を振ってもらったり、「かわいいね」「げんきやね」と声を掛けてもらったりと、いつも温かく見守っていただき感謝しております。



どろんこ遊び

4月28日(火)、年長組が梶原高校の田んぼでどろんこ遊びをさせていただきました。

田んぼの中に入るのが初めての子どももおり、始めはおそろのおそろ入っている子もいましたが、泥の靴を履き、泥の手袋をつけると、だんだん体に泥がついても平気になってきて…。園庭や砂場の土とは違う土の匂いや感触を、全身で触れて感じる事ができ、子どもたちにとっていい経験になりました。

高校との交流の中で、このような体験もさせてもらい嬉しく思います。高校のお兄さんお姉さんたちには、遊びを見守ってもらう中で、一緒に遊んでくれたお兄さんお姉さんありがとうございました。どうもありがとうございます。

6月は児童手当

現況届の提出月です

児童手当を受給されている方は、毎年6月になると「現況届」を提出しなくてはなりません。

この届は、6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

現在受給されている方には、保健福祉支援センターより通知があります。(公務員の場合は勤務先に提出してください。)

必要な添付書類

- 受給者の保険者証の写し
- 平成27年1月1日に梶原町に住所がなかった方は、前住所地の市町村長が発行する児童手当所得証明書
- 配偶者が他市町村に住所を有する方は、配偶者の方の児童手当所得証明書
- その他必要に応じて提出する書類があります

お問い合わせ先

保健福祉支援センター 福祉係
 〈電話〉 65-11170



アレックスの 奇妙な冒険



梶原 町 ALT
アレックスサンダー・ヘイ

第九部：旅の思い出も、頑丈な体も一緒に作りあげること

梶原の皆さん、こんにちは。すばらしいゴールデンウィークをお過ごしになったことと思います。梶原学園では、6年生は広島、福岡に、9年生は大阪、京都、神戸に、それぞれ修学旅行に行きました。信号機が1つしかないこの梶原の町から出かけていったわけですから、大阪のような大都市は、子どもたちにとってはワクワクする反面、気後れもしてしまう場所だったことでしょう。彼らが旅先でいったいどんな経験をしてきたのか、話を聞くのが楽しみです。

実は僕も、ゴールデンウィーク中にちょっと出かけてきました。ALTの友人たちと、1週間の台湾旅行です！未体験だった国を楽しめましたし、それに、飲み



同行のScott君とSaraさんと一緒に。
ちょっと散策後、とある寺院にて。

たい時にいつでもお酒を飲める自由を満喫できて、いい気分転換になりました。行く先々で出会う、おいしい食事とすばらしい眺め……特に、山あいの町、九份(ジューフェン)が最高でした(『千と千尋の神隠し』のように、僕らのうち、誰もブタに姿を変えられてしまわなかったのはラッキーだったかもしれません)。

そういうわけで、(ブタならぬ)牛飲馬食の1週間から戻った後、自分の体のケアに、もっと本格的に力を入れようと、思いを新たにしたのでした。イギリスにいた頃、僕は8年間ラグビーを続け、ジムに行ってはしょっちゅう汗を流していたものでした。梶原の近場にはそうした施設が見当たらないので、実は少しずつではありますが、自分用のジムを家の中に用意はしていたところなのです……が、意志が弱いばかりに、ほったらかしになっていました。しかし！先週末、生徒たちの剣道の試合を見学してから、心機一転したのでした。教育に関わるという自分の仕事に、もっと一生懸命に取り組むためにも。



再びScott君と。
超高層ビル、台北101展望台にて。

今回の台湾旅行は、ここ数カ月の全週末を GENKI ミュージカル公演に捧げていた僕にとっては、文句なしにいい骨休みになりました(そうそう。公演をまだご覧になっていなくて、お時間がある方。インターネットのYouTubeで閲覧できます！アドレスは <https://www.youtube.com/watch?v=10Eig3M00QQ> です)。旅行も確かにすばしかったです。梶原へ無事に戻ってきた時には、また別の穏やかな気持ちになれました。そう、皆さんもご存知の、旅先から我が家に帰ってきた時にだけ感じる事ができる、「あの」心地よさです。

(翻訳・日本語修正：森竹 弘喜〈町 ALT〉)

第65回

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、

立ち直りを支える地域のチカラ～

更生保護のマスコミキャラクター
更生ペンギンのあぶちゃん



「強調月間」7月1日～7月31日

7月は『社会を明るくする運動』強調月間です。新聞やテレビでは毎日

のように事件のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、立ち直りを支え、再犯を防ぐことが地域の安全を守ることにつながります。実際にたくさんの方が関わり、立ち直ろうとする人を支えています。

今月の回覧で、「法務省からのお知らせ」も配布しておりますので、ぜひご覧ください。

罪を犯した人が住んでいた町、その家族、育った環境といった個々の事情をよく知る地域の人々だからこそできることがあります。

7月1日(水)には、梶原町保護司会による町内パレードを実施いたします。地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

梶原町保護司会

四国電力からのお知らせ

【ダム放流について】

今年も出水期に入り、集中豪雨や台風が発生するシーズンとなりました。

初瀬ダムでは、これらの出水に備え、ダム管理設備の点検・整備を行い、事故未然防止に万全を期しております。

ダムから放流する場合には、下流の皆様方の安全を守るため、警報車、防災無線放送およびサイレンでお知らせいたしておりますので、放送などを聞いた時は、

●家族の方(特に子供)で川の方へ行っているものはい

ないか

●河原に干し物などおいてないか

●舟は安全な場所につないでいるか

など、今一度確認を行って、水による事故や災害の防止に十分ご留意くださいますようお願いいたします。

また、沈下橋の通行に際しましては、特に安全を確認してから、ご通行ください。

周知および警報は、次のように行っています。

一、警報車による周知

ダムからの放流を開始する約30分前にダムを出て、下流に向かって順次お知らせいたします。

二、町の防災無線放送による周知

三のイおよびロの時に、町内防災無線放送を通じてダム下流地域(一部の地域除く)にお知らせいたします。

三、サイレンによる警報

イ. ダムからの放流を開始する15分前に、一号サイレンの吹鳴を始め、以下順次吹鳴いたします。

ロ. ダムからの放流量が毎秒「110トン」および「1945トン」になった時もサイレンを吹鳴いたします。
ハ. ダムからの放流量が著しく増加すると予想された時もサイレンを吹鳴いたします。

【サイレンの吹鳴方法】

1分間吹鳴 ↓ 15秒休止 ↓ 1分間吹鳴

四国電力株式会社

初瀬ダム管理事務所

☎0889-6610301

7月の保健福祉支援センター行事予定

- 2日(木) 松原サテライト
- 3日(金) 初瀬いきいき
- 9日(木) 越知面デイ友の会
- 10日(金) 四万川託老所
- 14日(火) 小児健診
- 15日(水) 献血・あゆみの会・行政相談
- 16日(木) 西区いきいき(上成)
- 17日(金) 東区いきいき(川井合同)
- 28日(火) 四万川いきいき

※毎週月曜日…予防接種日：不活化ポリオ、三種混合、四種混合、麻疹・風疹、BCG、日本脳炎、子宮頸がん、ヒブ・小児肺炎球菌ワクチン、水ぼうそう

※毎週水曜日…陽だまり、育児サークル

※ゆすっ子相談センター相談日…7日(火)午後、21日(火)午後、28日(火)終日

※川畑 真理子 心理カウンセラー相談日…28日(火)

夢・未来館

図書室だより

図書室 開室時間

午前8:30～午後8:00まで

今月の入荷図書

5人のジュンコ

著：真梨 幸子

連続結婚詐欺 & 不審死事件の容疑者一稀代の毒婦、佐竹純子。こんなとき“彼女”なら、どうするだろう…？

「そんなの簡単だよ」

同じ名前だったがゆえ、彼女たちは悪意の渦に巻き込まれていく。



ぱらっぴフーガ

著：竹内 真

有人と風香は中学の吹奏楽部でアルトサクソフを吹く恋人同士。高校でも共に全国を目指そうと名門高校を揃って受験した。が、有人がまさかの不合格…！吹奏楽部がない高校に進学する羽目に。一方、風香は全国大会金賞常連校の洗礼を早速浴びてしまう。どうなる、二人の恋と音楽!?



小学生必須 難語2000 マンガでクイズ

バラバラめくって語彙を増やす!

著：福田 尚弘

小学生の多くが「難しい」と感じる日常語を2000抽出。マンガを読んで、話の内容にあった言葉を選ぶことで、言葉の知識を定着させる。全漢字にルビつき。



あっぱれ! てるてる王子

著：コマヤ スカン

♪てるてるぼうず、てるぼうず、あーした天気におくれ〜。

読むと、きっと空を見あげたくなる本!

雨だって台風だって、てるてる王子におまかせだ〜。



その他の新入荷本

- ★ラプラスの魔女(東野 圭吾) ★過ぎ去りし王国の城(宮部 みゆき) ★リバース(湊 かなえ)
- ★誓約(薬丸 岳) ★透明カメレオン(道尾 秀介) ★みずたまりちゃん(新井 洋行)
- ★メクルメク いのちの秘密ーピカピカの赤ちゃんが教えてくれたー(岡野 真規代)
- ★15才までに語彙をあと1000増やす本ー中学生必須!(アーバン出版社)



～もうひとつの図書室～

旧梶原小学校、教育委員会の2階に、未来館の図書室に次ぐ梶原の町の第2の図書室「村上文庫」があります。

ずっと昔の本から、ちょっと不思議な本まで、実に幅広いジャンルのいろんな本があります。

借り方は、1階の生涯学習課入口のカウンター左端に、水色の「村上文庫貸出し簿」と書かれたファイルがあるので、その中に、あなたの氏名・電話番号・本の著者・タイトル・貸出日などを記入してください。

返却時は生涯学習課へ持ってきて、ファイルに返却日の記入だけお願いします。

ゆったりと時の流れる空間、「村上文庫」で、ぜひゆっくりと様々な本を見てまわってみてください。

7月の行事予定

5日(日) 梶原消防団・女性消防隊連合演習

14日(火) 小児健診

11日(土) 環境整備デー

15日(水) 行政相談

17日(金) 梶原学園・梶原高校一学期終業式

20日(月) 梶原町交通安全の日

25日(土) ゆすっ子・みやっ子(梶原)29日まで

26日(日) 河川清掃

28日(火) 矢崎サマーキャンプ(31日まで)

寄付お礼

このほど、次の方々からご寄付をいただきました。町ではその趣旨を十分に尊重し、有効に活用させていただきます。紙面をもってお礼とご報告を申し上げます。

広報へのご寄付

久岡 義雄様 (高知市秦南町)

その他のご寄付

川田 忠久様 (太郎川)

故・川田民恵氏 香典返しとして町勢発展へ

中越 健志様 (後別当)

故・中越益子氏 香典返しとして社会福祉へ



南部 直道様 東向
故・赤澤フク子氏 香典返しとして社会福祉へ

野村 豊繁様 (新潟県上越市)
故・野村千代子氏 香典返しとして社会福祉へ

隅田 継人様 (井の谷)
故・隅田里喜氏 香典返しとして社会福祉へ

山脇 千恵子様 (島中)
故・山脇博幸氏 香典返しとして社会福祉へ

中岡 安徳様 (広島県北広島町)
ふるさとづくり寄附金として

「椿原文芸・椿原史談」原稿募集

「椿原文芸・史談」では、今年も、みなさんからの原稿を次の要領で募集しています。

- テーマ・・・「平和」
- 原稿枚数・・・300字詰め8枚以内
- 締め切り・・・8月10日 (必着)



【送り先・問い合わせ】

椿原町教育委員会 文化協会事務局

〒785-0695 椿原町椿原1212番地2 ☎0889-65-1350

編集後記

町内の田植えもほぼ終わり、早目に植えられた稲は力強く空に向かって成長しています。この稲が順調に育ち秋には収穫を迎え、今年一年が災害もいことを心から祈るばかりです。道を歩いていると萌黄色だった草や木の葉が徐々に深緑に染まっていくのがよくわかりますね。柔らかかった一枚一枚の葉が次第に硬く強くなっていく様子が人間の成長を重ね合わせ自然の営みを改めて感じています。そんなことを考えながらふと、先日町内で開催された講演を思い出しました。これからの時代を担う若者の力を信じた講師の話に多くの参加した皆さんが心を動かされたことでしょう。僕も大人の端くれとして、とかく「今どきの若いものは…」といったことを口にしがちですが、今大人と言われる人たちが選んできた結果である、閉塞感に満ちた今の社会に生まれた若者は、この状況を当たり前の世界、自然のものとしてそこで育ち生き抜き、そこから社会を変えていってくれる救世主であることを改めて知らされたことでした。彼らのために今の大人がどうあるべきか、何をすべきか、色眼鏡を外して考えなければいけないと気づかされたことです。いつの間にか重ねてきたいろんなフィルターを外して緑を楽しみたいですね。

広報編集委員会

文芸

袖子の木俳句会

卯の花や厚木薄着の定まらざ
鎌倉 安弘
卯の花の歌くちずさむ散步道
広瀬 宗子
漢来てまるごと買えり初鯉
広瀬 みえ
葉桜やトマト目当ての道の駅
佐竹 重子
矢車の音だけ響く雨天かな
西森 誠子
おさんばいに畦の卯の花夕曇り
中越 郁子
卯の花に託して折る稔りかな
中平 忠雄
先祖帰りじゃがいも年を重ね毎
広瀬 卓雄
かなぶんの花粉まみれや薄曇
渡辺 瑞枝
白谷に稚鯉三千五月風
中越 秋子
青空に五色ののぼり勇ましく
中越 敬久
城壁の白さ際立つ青葉風
西村由利子

えぼし俳句会

網戸してますます淡し昼の月
宮崎真由子
芍葉や九十五歳の杖知らず
中越 律子
よき風を部屋に通して網障子
瀬戸口登貴恵
若葉風赤い頭巾の六地藏
西村 智子
やがて消える家系の端に居て涼し
千光寺昭子
そのあたり雅の風よ桐の花
岩元 芙美
夏帽子ヤエヤマヤシの風やさし
古野 節子
宵闇に網戸の風を楽しみぬ
下村 弘花
夕暮れは戻っておりぬ夏つばめ
下元 澄子
軒先に腹ぺこべこの鯉のぼり
ヒネ・パンビ
田も植えず家も継がざり風樹の嘆
岩井 章子

杉の子俳句会

老け顔の眉毛直して衣更
小崎みなと
佳き日なり八十八夜にひ孫来て
吉村 招山
父母の命のバトン子供の日
氏原 陽子
若鮎の命躍動川登る
影浦 鉄心

研修の松山行きや桐の花

西村 蓉子
生れし家に一生住みて山ざくら
徳永 逸夫
鯉のぼり後継ぎあつてもなぐつても
久光 義恵
タンポポの穂絮の命は風まかせ
野中たねお
薫風に竜馬の目線遥なり
西村 幸枝
カーネーション娘三人連名で
下元 廣幸
ピノキオの操り糸や夏はじめ
内野 純子
少年の白き八重歯や夏の潮
久岡 智子

託老所「陽だまり」

味探し元気で摘めし一番茶
「平和」とは戦争参加と理解する
寒くなく暑くもないのに景気は冷



死亡

後別当	死亡者氏名	性別	死亡年月日	年齢	本籍	人
	中越 益子	女	H27.5.2	81	本	人
東 向	赤澤フク子	女	H27.5.4	87	本	人
竹の藪	宮内 鶴江	女	H27.5.7	89	本	人
茶や谷	野村千代子	女	H27.5.8	98	野村誠男	
広 野	松山 藤子	女	H27.5.15	95	本	人
島 中	山脇 博幸	男	H27.5.16	84	本	人
井の谷	隅田 里喜	女	H27.5.24	82	本	人
大 向	那須喜代壽	男	H27.5.28	81	本	人

婚姻

届出時の住所	夫・妻	婚姻日
上本村 本も谷	吉門 武寿 松浦 広恵	H27.5.9
南国市 宮野々	豊永 祐輔 明神 真奈	H27.5.23
大蔵谷 大蔵谷	下村 雪晃 岡上 奈布	H27.5.27

出生

住所	出生者氏名	性別	出生年月日	保護者氏名
上 成	松本 ^{あいら} 愛羅	女	H27.5.19	松本 恭平

介護保険に関する各証について

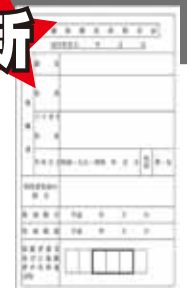
介護保険被保険者証（うぐいす色）



65歳以上の方、皆様に送付をしております。
 保険証には、被保険者番号・住所・氏名・生年月日等が記載されています。
 要介護・要支援の認定者は、要介護状態区分・認定日・有効期限・サービスの支給限度額等が記載されています。
 要介護認定や介護サービスを受けるときに必要となりますので大切に保管してください。
 紛失や破損された方は、再発行ができますのでご相談下さい。

新

介護保険負担割合証（藤色） ※平成27年8月より新たに交付



現在、介護保険サービスを利用する際には、実際にかかる費用の「1割」を自己負担しますが、平成27年8月より所得に応じた負担割合となるため、**一定以上所得者は「2割」負担となります。介護保険の認定を受けている人全員に負担割合証が交付されます。**
 なお、一定以上所得者とは、65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上の方です。（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）

介護保険負担限度額認定証（桃色）



介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）及びショートステイを利用されている方の内、低所得の方について、食費・居住費（滞在費）の負担限度額を設定し、負担限度額を超えた費用については介護保険から給付をします。
 ※平成27年8月より、配偶者の所得（世帯分離をしていても対象）及び預貯金等が勘案されます。
 ※特別養護老人ホームを利用されている方の内、住民税課税世帯の方について、平成27年8月より居住費の基準費用額が370円から840円に変更となります。

在宅介護サービス利用者負担軽減認定証（黄色）



町内に在住する要介護・要支援の認定者が在宅生活を継続するために、社会福祉法人等以外の事業所が行う訪問介護、訪問入浴、通所介護（デイ）を利用するとき、低所得の方に対し介護保険の利用者負担の軽減を図り、安心した生活の確保と介護サービスの円滑な利用促進を目的に町単独事業で創設しました。
 対象者は、住民税非課税世帯であって、住民税が課税されている親族等に健康保険上扶養されていないこと、また介護保険料を滞納していないことなどです。

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（桃色）



社会福祉法人等が行う通所介護（デイ）・短期入所（ショート）・特別養護老人ホームを利用するとき、低所得の方が負担困難とならないよう利用者負担の軽減を図るものです。
 対象者は、世帯の年間収入（単身世帯150万円＋世帯員1人当たり50万円以下）・預貯金等の額（単身世帯350万円＋世帯員1人当たり100万円以下）であって、負担能力のある親族等に扶養されていないこと、また介護保険料を滞納していないことなどです。

【申請 及び 問い合わせ】 保健福祉支援センター 介護保険係 ☎65-1170